

「桐生新町重要伝統的建造物群保存地区」について（継続）

桐生新町重要伝統的建造物群保存地区は平成24年7月に国の選定を受け、保存条例に基づいて保存計画が進められておりますが、富岡製糸場等との連携を含め、観光、文化面等においてこれからの桐生市活性化の鍵を握る地区であります。

整備にあたりまして、次の点に配慮していただきますよう要望いたします。

1. 修復工事等の施工については桐生市内建設業者が経験を積むことができる発注形態を検討いただくと共に、数多くの経験と錬磨を経た技術者・技能者によって継承されてきた伝統技術を地元の技術・技能として後世へ伝えるための若手技術者・技能者養成のための各種支援策の拡充について要望いたします。
2. 「桐生新町重要伝統的建造物群保存地区」の修復、修景に併せ、桐生市内に多く存在する織物系産業遺産や群馬県が提唱している「ぐんま絹遺産」等の国の「登録有形文化財」認定を推進してゆくことを要望いたします。
3. 織物系産業遺産や「ぐんま絹遺産」等の新たな減税策等の優遇措置（固定資産の土地を含む）を新設することで、桐生の産業観光のさらなる推進につなげていただくよう要望します。

桐生市からの回答

1 について

重伝建地区における伝統的建造物の修復工事などにつきましては、建物所有者が実施することから、施工業者の選定については、所有者の意向によるものとなり、市から直接の紹介や斡旋は行っておりませんが、これらの建物は明治期から昭和初期に建てられたもので、修理については、伝統工法に対する知識や技術が必要となります。

しかし、現在、この様な知識や技術を有する建築士や職人の方々が大変少ないといった状況もあり、適正な保存と修復を第一に考えた場合、市外の業者を含めた選択も止むを得ないものと考えております。

なお、今後、伝統的建造物の修復などにあたる技術者・技能者の養成は急務でありますので、関係各課とも連携して、市内の業者を中心とした養成に対する支援策について検討を進めてまいりたいと考えております。

[回答担当] 産業経済部日本遺産活用室日本遺産活用担当

2 について

桐生は古くから織物業を中心に発展したまちであることから、市内にはノコギリ屋根工場など織物業との係わりを持つ建物が、市内に数多く点在しており、これは桐生の織物業の歴史を示す貴重な建物であり、本市固有の歴史的資産であると認識しております。

これらの保存を考えた場合、御指摘のように「ぐんま絹遺産」や「国登録有形文化財」として位置付けることが有効であり、認定の推進に努めてまいりたいと考えております。

[回答担当] 教育部文化財保護課文化財保護係

3 について

歴史的建造物に対する税制面の優遇措置につきまして、現状では、文化財保護法及び桐生市文化財保護条例に基づく指定文化財や登録文化財、重伝建地区に限られておりますので、それ以外の歴史的建造物の税制面での優遇については難しいものと考えております。

[回答担当] 教育部文化財保護課文化財保護係